

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第4号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(期末手当の支給)</p> <p>第8条 条例第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 非常勤職員（条例第24条（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号。以下「育児休業条例」という。）第4条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員をいう。）。<u>ただし、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の4分の3以上の職員を除く。</u></p> <p>(6)から(8)まで <省略></p> <p>2から11まで <省略></p> <p>別表第1（第3条の3関係）</p>		<p>(期末手当の支給)</p> <p>第8条 条例第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 非常勤職員（条例第24条（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第30号。以下「育児休業条例」という。）第4条の4の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員をいう。）</p> <p>(6)から(8)まで <省略></p> <p>2から11まで <省略></p> <p>別表第1（第3条の3関係）</p>	
職	支給額	職	支給額

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
課長補佐又はこれに相当する職のうち 市長が定める職	<省略>	課長補佐又はこれに相当する職（専門 員及び消防司令を除く。）	<省略>
専門員及び消防司令（市長が定める職 を除く。）	<省略>	専門員及び消防司令	<省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。